

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成20年5月15日(2008.5.15)

【公開番号】特開2006-306691(P2006-306691A)

【公開日】平成18年11月9日(2006.11.9)

【年通号数】公開・登録公報2006-044

【出願番号】特願2005-136784(P2005-136784)

【国際特許分類】

C 01 B 33/18 (2006.01)

【F I】

C 01 B 33/18 Z

【手続補正書】

【提出日】平成20年4月2日(2008.4.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

シリカ多孔体は、 SiO_2 を主成分とする多孔性物質であれば特に限定されない。具体的には、シリカゲル、廃ガラス多孔質粒、ゼオライト等を使用することができる。本発明では、このうちシリカゲルが好適である。

また、シリカ多孔体は、 Si を主成分とするものであるが、本発明の効果を損なわない程度に、その他の金属元素を含んでいてもよい。例えば、金属元素としては、Fe、Ti、Zr、Cu、Al、Zn、Ca、Mg、Na、K等が挙げられる。

シリカ多孔体は、多孔質なものであり、その比表面積が $100 \frac{\text{m}^2}{\text{g}} \sim 700 \frac{\text{m}^2}{\text{g}}$ (さらには $400 \frac{\text{m}^2}{\text{g}} \sim 500 \frac{\text{m}^2}{\text{g}}$)であるものが好ましい。このような範囲であることによって、シリカ多孔体の細孔内部に、溶媒、溶液が浸漬しやすく、各種成分を均一に浸漬させることができる。

比表面積が小さすぎる場合は、溶媒、溶液が浸漬しにくく、目的とするシリカ粒体が得られ難い。比表面積が大きすぎる場合は、焼成後、強度が著しく低下する可能性がある。

シリカ多孔体の平均粒子径は、特に限定されないが、通常 $5 \mu\text{m} \sim 5 \text{mm}$ (さらには $50 \mu\text{m} \sim 4.5 \text{mm}$ 、さらには $500 \mu\text{m} \sim 4 \text{mm}$)程度が好ましい。